

St. Luke's International University Repository

Status of Yogo Teacher Training Course Establishment at Nursing Colleges

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-06-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三森, 寧子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10285/13164

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



看護系大学における養護教諭養成課程開講の現状

三森 寧子¹⁾

Status of *Yogo* Teacher Training Course Establishment at Nursing Colleges

Yasuko MITSUMORI¹⁾

[Abstract]

This study was conducted to ascertain the current status of *Yogo* teacher training course establishment at nursing colleges in Japan. We investigated web sites of all 78 nursing colleges that train *Yogo* teachers. In recent years, more nursing colleges offer midwife and public health nurse training courses at the graduate level. For that reason, fewer types of license are obtainable at the undergraduate level. Because of this trend, more students are expected to take *Yogo* teacher training courses, which are provided within four years of undergraduate education. However, *Yogo* training courses at nursing colleges provide few subjects that are designed specifically for *Yogo* teacher training, but substitute nursing subjects for *Yogo* subjects, thereby creating problems related to students' lack of awareness at becoming teachers. Additionally, we found fewer hours of educational practicum at schools compared to those of nursing practicums at hospitals. In such a learning environment, students might have difficulty in mastering the skills necessary for *Yogo* teacher practice.

[Key words] *Yogo* teacher training course, nursing colleges, web sites

[要旨]

日本における養護教諭養成教育を行っている看護系大学78校の開講状況について明らかにすることを目的として、各養成校のホームページを調査した。近年、看護系大学は看護師国家試験受験資格のみ取得できる養成校が多く、資格取得のためにも養護教諭養成教育のニーズは高いと考えられた。しかし、看護学教育がメインのカリキュラムのなかで養成されているために、開講されている養護に関する専門科目が少ないこと、学校現場における実習の機会も医療現場での実習に比べて少ないことがわかった。このことは、学生自身の教育職であるという自覚の低さや養護教諭としての質の担保の難しさに繋がり、看護系大学の養護教諭養成教育全体における課題であると考えられた。

[キーワードズ] 養護教諭養成教育, 看護系大学, ホームページ

I. はじめに

現在、日本における養護教諭1種免許状を取得できる養成機関が132大学159学科(校)ある中で、看護系大学は78校であり、約5割を占めていることになる¹⁾。養護教諭の養成機関は教育系、看護系、体育学や栄養学など

の学際系といった基盤となる学問が多様である。これは、教員免許状取得にあたって「開放性の原則」がとられており²⁾、教育学部など教員の養成を主な目的とする学部以外でも、教職課程を追加的に履修し、所定の単位を取得すれば、教員免許状を取得できる制度となっているためである。しかし、看護学教育カリキュラムは各領域の

1) 聖路加国際大学大学院看護学研究科・St. Luke's International University, Graduate School of Nursing Science

講義、演習、実習と科目数が多く、非常に過密であり、その上でさらに養護教諭1種免許取得のためのカリキュラムを履修することは、時間割上の問題や学生の負担が大きいと考えられる。そのため、養護教諭養成教育が行われていても、看護学の科目への読み替えにより必要最小限の科目の開講となっており、教育系、学際系の養成機関に比べて教育内容の不足や教育課程そのものの課題は多いと指摘されている³⁾。教育職員免許法によって定められている養護教諭免許取得に必要な専門科目の一つである「養護概説」のシラバス調査を行った三森⁴⁾によると、看護系の養成機関は他の養成機関に比べて科目数や時間数が少なく、扱われている内容も各大学でばらつきが生じているという特徴を明らかにしている。

養護教諭1種免許状を取得するためには、「教職に関する科目」を21単位、「養護に関する科目」を28単位、「養護又は教職に関する科目」を7単位必要とすると教育職員免許法（2017年現在）に定められている⁵⁾。

聖路加国際大学でも、「養護に関する科目」28単位中22単位を看護学カリキュラムで開講されている科目に読み替えている。なぜならば、「養護に関する科目」28単位の内容としては、「衛生学及び公衆衛生学」4単位、「学校保健」2単位、「養護概説」2単位、「健康相談活動の理論及び方法」2単位、「栄養学（食品学含む）」2単位、「解剖学及び生理学」2単位、「精神保健」2単位、「看護学（臨床実習及び救急処置を含む）」10単位の9事項を含むこととなっているため、看護学カリキュラムで開講されている科目で「衛生学及び公衆衛生学」、「栄養学（食品学含む）」、「解剖学及び生理学」、「精神保健」、「看護学（臨床実習及び救急処置を含む）」は網羅できるのである。しかし、内容としては医療現場に特化しており、学校現場とは異なっていると考えられる。その学校現場で行う教育実習も4年次になって行われるため、学生にとっては医療現場での経験が大学での学びの多くを占めていると考えられる。このような状況下で養護教諭として養成しても、学部卒業後すぐに即戦力として現場で職務にあたることは容易ではないと考えられる。筆者ははじめ養護教諭養成教育の担当者は、養護教諭としての質の担保のためには、養成教育の内容に偏りや不足が生じることがないように養護教諭養成カリキュラムの検討を重ねている。

一方で、文部科学省によると、教育職員免許法改正⁶⁾に伴って教職課程のカリキュラムが大幅に変更されるため、平成30年に教員養成大学の再課程認定が行われることになっている⁷⁾。具体的なカリキュラム案はまだ出されていないが、いかなる変更内容であっても、教職課程を有する教育機関にとって現行のカリキュラムの見直しは喫緊の課題と考えられる。さらに文部科学省は、障害者差別解消法を受けて、医療的ケアが必要な児童が通常

の小中学校へ入学するケースが増えるだろうと学校現場で医療的ケアを行う看護師の配置を検討している⁸⁾。そのような社会の動きからも看護師免許を持った養護教諭のニーズは高いといえ、それゆえに養護教諭の専門性をしっかり担保した養成教育となるよう現行の教育課程や教育内容を見直し、充実を図る必要があると考える。

そこで、看護系大学における養成教育の現状を把握し、課題を見出す必要があるのではないかと考えた。養護教諭養成課程がどのような専門領域に位置づけられているのか、選択制なのか、どのような科目を開講しているのか、卒業後すぐに養護教諭として就職しているのか、など他大学の状況を概観し、看護系大学における養護教諭養成教育のあり方を検討する示唆を得たいと考える。そのために、本調査では2017年現在の看護系大学の養護教諭養成課程の開設状況について、その現状を明らかにすることを目的とする。

II. 研究方法

文部科学省による「養護教諭1種免許状が取得できる養成機関」の一覧表¹⁾より、看護系大学78校を抽出し、各大学のホームページから養護教諭養成教育に関する情報を収集した。情報を得た項目は、1) 養成機関で取得できる資格、2) 養護教諭1種免許状取得の選択のあり方（希望制か選抜制か）、3) 専修免許取得課程の有無、4) 養護教諭養成教育を開講する看護学領域もしくは養成課程、5) 「養護に関する科目」の開講時期、6) 卒業後すぐの養護教諭としての就職状況、とした。

III. 結果

各養成校のホームページを検索し、項目に沿って関係するページを調べた。しかし、ホームページに掲載されている内容は養成校ごとに異なっており、すべての項目を網羅して養成校の現状を把握することはできなかった。以下、公開されているホームページ上に掲載されている内容から整理した結果を示す。

1. 養成機関で取得できる資格

各養成機関で取得できる資格は表1の通りである。約7割が看護師国家試験受験資格のみであった。約2割が保健師国家試験受験資格、1校のみ助産師国家試験受験資格を選択制で取得できるとあった。また、保健科教員免許を取得できる養成校が1校あった。

2. 養護教諭1種免許状取得の選択のあり方（希望制か選抜制か）

養護教諭1種免許取得課程を選択する体制について表

2に示す。いずれの養成校も選択制を取っているが、選抜基準や人数制限を設けている旨が表記されている養成校が16校あった。具体的な人数は8校のみ明示されており、最少で5名、最大で20名であった。その他は希望制という表現のみであった。

3. 専修免許取得課程の有無

学部教育だけでなく大学院教育で専修免許状を取得できる養成校は、表3の通り13校のみであった。

4. 養護教諭養成教育を開講する看護学領域もしくは養成課程

養護教諭養成課程が開講されている専門領域について調べた結果を表4に示す。明記されていたのは36校のみであり、それ以外は明確に示されていなかった。36校中17校は、教職課程として独立しており、他学部でも教員養成を行われている総合大学であった。看護専門領域では地域看護学が多かった。

5. 「養護に関する科目」、「養護実習」の開講時期

教育職員免許法上に定められている「養護に関する科目」のうち、看護の科目の読み替えが難しい「学校保健」、「養護概説」、「健康相談活動の理論と方法」に該当する科目ならびに「養護実習」が、開講されている時期を調べた結果を表5に示す。ホームページ上にカリキュラムは掲載されているものの、年次ごとの詳細な科目の配置までは示されていない養成校が17校あった。

学校保健の理論や学校保健活動の概要を学ぶ「学校保健」は2年次、3年次に開講されている養成校が約5割であった。養護教諭としての職務の概要を学ぶ「養護概説」も半数以上の養成校が2年次、3年次に開講していた。同様に養護教諭の職務としての中核である「健康相談活動の理論と方法」は約2割しか開講しておらず、ほとんどの養成校で看護の科目に読み替えられていることが推測できた。「養護実習」は7割以上の養成校が4年次に実施していたが、6校は3年次にも実施していた。この他に養護に関する科目として「学校保健管理論」、「学校保健演習」という科目を開講している養成校もあった。また、高等学校教諭1種免許（保健）が取得できる養成校では、「保健科教育論」、「保健科教育法」という科目名があった。

6. 卒業後すぐの養護教諭としての就職状況

各養成校における養護教諭としての就職状況は表6の通りである。人数表記の養成校と割合表記の養成校があり、正確に把握することが難しかったが、1名から7名の就職が確認できたのは42校であり、5割以上の養成校で養護教諭を輩出していた。その他0名ないし詳細不明

表1 養成機関で取得できる資格 (n=78)

取得できる資格	
看護師のみ	58
看護師 / 保健師	19
看護師 / 助産師	1
看護師 / 養護教諭 / 高等学校教諭1種免許（保健）	1

表2 養護教諭1種免許取得課程の選択のあり方 (n=78)

選抜制・人数制限あり	16
希望制・人数制限は不明	62

表3 専修免許取得課程の有無 (n=78)

専修免許取得課程 有	13
専修免許取得課程 無	65

表4 養護教諭養成課程を開講する看護学領域もしくは分野

学校保健（教職課程として独立）	17
地域看護学	9
基礎看護学	4
小児看護学	3
母性看護学	2
看護管理学	1

表5 「養護に関する科目」、「養護実習」の開講時期

	学校保健	養護概説	健康相談活動	養護実習
1年次	2	1	0	0
2年次	18	16	1	0
3年次	16	25	10	6
4年次	0	1	3	55

表6 卒業後すぐの養護教諭としての就職状況 (n=78)

1名以上	42
0名ないし不明	26
記載なし	10

が26校、就職についての掲載されていなかったのは10校であった。

IV. 考察

1. 看護系大学における養護教諭養成課程開講の現状

日本における養護教諭養成教育を行っている看護系大学78校の開講状況について、ホームページを調査した結果、掲載内容に養成校による違いがあり、すべての項目について統一して得られなかったが、以下のようにまとめることができた。

看護師国家試験受験資格のみ取得できる養成機関が多く、希望する者が養護教諭1種免許取得課程を選択できるような体制であり、専修免許状を取得できる養成校は少なかった。また、養護教諭養成教育を教職課程として独立して開講している養成校は14校のみと少なかった。

「養護に関する科目」は「学校保健」と「養護概説」を2, 3年次に履修し, 「養護実習」を4年次に実施する流れが多く, 養成校の傾向であった。また, 半数以上の養成校で1名から7名が卒業後すぐに養護教諭として就職していた。

看護師保健師統合カリキュラムではなく, 看護師基礎教育カリキュラムの充実が図られるようになったことから, 4年制大学において看護師国家試験受験資格のみの看護系大学が増えてきている。そのため, 看護師だけではなく+アルファの資格として, 養護教諭免許状を取得したいというニーズが高いことがわかる。しかし, 資格取得の目的だけでは養護教諭としての質の担保が難しいことが危惧され, 希望制であっても何らかの条件を課した選抜が行われるべきと考える。

2. 看護系大学における養護教諭養成教育の課題

「学校保健」として領域を独立させている養成校は, 他学部でも教員養成を行っている総合大学であったことから, 看護学部のみ単科大学もしくは医療系の大学は養護教諭のみの教職課程として設置することが難しいと考えられ, 教職科目の充実も注視すべきである。養成校全体の情報は把握できていないが, おそらくほとんどの養成校は何らかの看護専門領域の中で位置づけられていると考えられる。また, 看護学カリキュラムへの読み替え科目が多く, 養護に関する専門科目が少ないこと, 養護実習として4年生になって初めて学校現場に身を置く経験をする事からは, 学生自身の「教職について学んでいる」という認識や教育職になる自覚が育つのかについては課題であると考えられる。そのことが就職状況にも影響していると考えられる。本調査で, 半数以上の養成校で1名以上が養護教諭として就職していたことは, 興味深い結果であった。教育系や学際系と比較すると格段に少ないと思われるが, ほとんどが看護師として就職活動を行っている周囲の環境下で, 忙しい学生生活を乗り切る高い能力を有する学生だからこそ, 教員採用試験にも合格するという結果を出せるのではないかと推測する。一方で, それ以外の養成校では看護師資格を活かした就職をしていることが推察される。忙しい看護学カリキュラムに合間を縫って自治体の教員採用試験の受験準備をすることもあり, 養護教諭としての就職は厳しい状況であるが, 挑戦する姿勢を育てたり支援したりすることも重要であろう。

3. 今後への示唆

本調査では, ホームページからのみの情報であったため, 詳細が不明な点が多く, 正確に現状を把握したとは言いがたいが, 概ねの開講状況は確認できた。今後は, 看護系大学を卒業した養護教諭に大学での学びに関するイ

ンタビューを行うことで看護学を活かした教育内容を検討しつつ, さらに看護系大学における養護教諭養成教育のあり方について検討する必要があると考える。

V. 結論

日本における養護教諭養成教育を行っている看護系大学78校の開講状況について, 各養成校のホームページを調査した結果, 養護に関する専門科目が少なく, 看護学教育メインのカリキュラムのなかで養成されており, 学校現場における実習の機会も医療現場での実習に比べて少なかった。このことは, 学生自身の教育職であるという自覚の低さや養護教諭としての質の担保の難しさに繋がり, 養成上の課題であると考えられた。

引用文献

- 1) 文部科学省. 養護教諭の免許資格を取得することのできる大学. [2017-10-30].
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/12/27/1287086_1.pdf.
- 2) 文部科学省. 今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申). [2017-10-30].
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo11/shiryo/attach/1297249.htm.
- 3) 後藤ひとみ, ほか. 養護教諭養成における看護系4年生大学のカリキュラムに関する一考察—課程認定の現状から捉えた課題を中心に—. 日本養護教諭教育学会誌. 2001; 4(1): 88-99.
- 4) 三森寧子, ほか. 養護教諭養成大学における「養護概説」開講の現状. 学校保健研究. 2017; 59: 40-47.
- 5) 文部科学省. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則. [2017-10-19].
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1268593.htm.
- 6) 平成28年度日本教育大学協会学長・学部長等連絡協議会. 「教育職員免許法改正」, 「再課程認定」, 「教職課程コアカリキュラム」の検討状況について. [2017-10-30].
http://www.u-gakugei.ac.jp/~soumuren/28.10.6/monkasho/01_kyoiukushokuinmenkyohou-kaise.pdf.
- 7) 文部科学省. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(通知). [2017-10-30].
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1369200.htm.
- 8) 文部科学省. 平成26年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果について. [2017-10-30].
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356215_1.pdf.